

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について

2023年4月7日

日本原子力研究開発機構 大洗研究所

高速実験炉部

目 次

1. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について
2. 指針への適合性
 - (1) 組織
 - (2) 技術者の確保
 - (3) 経験
 - (4) 品質マネジメント活動
 - (5) 教育・訓練
 - (6) 有資格者等の選任・配置

【本日ご提示範囲】

(6) 有資格者等の選任・配置

指針 10. 有資格者等の選任・配置

事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。

【解説】

「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。

10. 有資格者の選任・配置

大洗研究所（南地区）では、法令等に基づき、高速実験炉原子炉施設に原子炉主任技術者を配置している。また、原子炉主任技術者が不在時においても職務に支障がないように、原子炉主任技術者の免状を有する技術者から代行者を1名配置している。

また、原子炉施設保安規定において、運転要員の確保について、以下としている。

- ・原子炉運転中は1直6名以上の運転要員を確保し、中央制御室に当直長又は副当直長のほか、運転員として1年以上の経験を有している運転員を1名以上配置する。
- ・原子炉停止中においては、1直4名以上の運転要員を確保し、運転員として1年以上の経験を有している運転員を最低1名中央制御室に配置する。

なお、当直長及び副当直長の任命に係る要件は、以下のとおりである。

- ・副当直長は、「常陽」の運転員として1年以上の経験を有している者又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者の中から理事長が任命する。
- ・当直長は、「常陽」の副当直長を1年以上経験している者又はこれと同等以上の経験を有すると認められる者の中から理事長が任命する。